

表題部記載の契約当事者である「入居者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく標記契約（以下「本契約」という。）を締結します。この証として、当事者は本契約書2通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保持します。

(1) 契約の開始年月日

契 約 締 結 日	令和 年 月 日
入 居 予 定 日	令和 年 月 日

入 居 者	(ﾌｶｶﾞﾅ) 氏名： ㊞ (男・女) (明治・大正・昭和 年 月 日生)
事 業 者	所在地：秋田県山本郡三種町森岳字木戸沢１９９－７０ 名 称： 有限会社 湯の里 職氏名： 取締役 巖 栄玉 ㊞

身元引受人 (必須) ☐ 緊急時連絡先	氏 名： ㊟ (男・女) 続柄： 住 所：〒 携帯番号：
第三者情報① ☐ 緊急時連絡先	氏 名： ㊟ 続柄： 住 所：〒 携帯番号：
第三者情報② ☐ 緊急時連絡先	氏 名： ㊟ 続柄： 住 所：〒 携帯番号：
料金をお支払い される方 ・いづれかに○	支払者 ： 本人 ・ 身元引受人 ・ 他 () 支払方法 ： 持参 ・ 郵振 ・ 権利擁護利用 ・ 銀行振込 ※振込時：羽後信用金庫森岳支店(店番115)普通口座3015 住 所：〒 携帯番号： ※支払者が身元引受人の場合、住所携帯番号は記入不要です。 ※手数料は入居者負担です。予めご了承ください。

(4) 目的施設（表題部記載の契約締結日現在）

施 設 名 称	住宅型有料老人ホーム ゆあみ
施 設 の 種 類 及 び 表 示 事 項	住宅型有料老人ホーム 居住の権利形態：利用権方式 利用料支払方式：月払方式 入居時の要件：自立、要支援、要介護の方 介 護 保 険：在宅サービス利用可 (介護が必要となった場合、介護保険サービスの利用可) ※当ホームでは介護保険サービスを提供していません。
開 設 年 月 日	平成29年 4月 19日
所 在 地	〒018-2303 秋田県 山本郡 三種町 森岳 字 木戸沢 199番地68
敷地概要（権利関係）	3,024 m ² 土地所有者：有限会社湯の里 役員所有（使用貸借契約）
建物概要（権利関係）	延床面積：701m ² 木造地上1階建（準耐火構造） 建築面積：715m ² 事業主体：有限会社湯の里の所有
居 室 の 概 要	居室数：23室（全室個室） 定員23人 居室面積：13.2m ²
共 用 施 設 概 要	多目的ホール（食堂）、浴室、脱衣室、トイレ、洗面設備、洗濯室（汚物処理室）、キッチン、備品庫

(5) 入居者が居住する居室（表題部記載の契約締結日現在）

間 取 り ・ タ イ プ	一般居室（1名個室）		
居 室 面 積	13.2 m ²	バルコニー面積	なし
附 属 設 備 等	ナースコール、テレビ回線、ベッド、チェスト、冷暖房設備、照明器具、コンセント、カーテン		

※原則として、居室の変更はいたしかねますのでご了承ください。

(6) 入居までに支払う費用の内容

住宅型有料老人ホームゆあみでは、入居前までにお支払頂く費用はありません。

(7) 入居後に支払う費用の概要（表題部記載の契約締結日現在）

月払いの利用料			
日割計算で支払われる費用の 計 算 起 算 日		入居予定日に同じ	
家 賃 相 当 額		35,000円（月額）	
共 益 費 （ 管 理 費 相 当 ）		18,000円（月額）	
使 途		サービス提供に係る事務労務費、施設設備等の維持共益費として。	

食	費	日額1,200円(3食分) 36,000円/月(1日3食で30日の場合) 37,200円/月(1日3食で31日の場合) 朝食:350円、昼食:400円、夕食:450円
水	道 光 熱 費	6,000円
持	ち 込 み 家 電 等	持ち込み一般家電(テレビ等)の料金は頂いておりません。 在宅酸素等に係る装置等、特別な機器は要相談となります。
そ	の 他	下記のものは実費となります。 介護保険サービス費、理美容、介護用品費、健康診断費用、 医療に係る費用、オプション料金、個人の使用に係るもの、等
留	意 事 項	利用月分を翌月10日までに支払ってください。
消	費 税	税法に則り消費税を負担(利用料は総額表記)

○ 特記事項や備考

第 1 章 総 則

(目的)

第1条 事業者は、入居者に対し、老人福祉法その他関係法令、有料老人ホーム設置運営指導指針を遵守し、本契約の定めに従い、入居者に対し当該施設を終身にわたり利用する権利を与え、各種サービスを提供します。

- 一 表題部記載の目的施設の利用
- 二 その他本契約に定める各種サービス

2 入居者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める費用の支払いに同意します。

(利用権)

第2条 入居者が居住する居室および他の入居者との共用施設（以下「施設」という）は重要事項説明書および管理規程に定めるとおりとします。

- 2 入居者は、施設の全部又は一部について、その所有権を有しません。
- 3 入居者は、長期不在又は入院中においても、施設の利用権を保有します。
- 4 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 居室の全部又は一部の転貸
- 二 施設を利用する権利の譲渡
- 三 他の入居者が居住する居室との交換
- 四 その他上記各号に類する行為又は処分

(各種サービス)

第3条 事業者は、入居者に対して、次に掲げる各種サービスを提供します。

- 一 健康管理
- 二 食事の提供
- 三 生活相談
- 四 生活支援サービス(但し介護サービスと重複する内容を除く)

2 入居者は、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
- 二 その他上記に類する行為又は処分

(管理規程)

第4条 事業者は、本契約に係る施設の管理規程を作成し、入居者及び事業者は、これを遵守するものとします。

2 前項の管理規程は、本契約に定める事項のほか、次の各号の項目を含んだものとします。

- 一 居室数及び入居者の定員
- 二 本契約に定める各種サービスの内容及びその費用負担
- 三 入居者が医療を要する場合の対応及び協力医療機関の概要
- 四 事故・災害並びに入居者の急病・負傷の場合の具体的な対応方法及び定期的に行われる訓練等の内容

3 管理規程は、本契約の趣旨に反しない範囲で、事業者において改定することができるものとします。

(施設の管理、運営、報告)

第5条 事業者は、管理者その他必要な職員を配置し、施設の維持管理を行い、本契約に定める各種サービスを提供しつつ、入居者のために必要な業務を行い、施設を運営します。

2 事業者は、次の事項に係る帳簿を作成し、5年間保存します。

- 一 月額利用料その他入居者が負担する費用の受領の記録
- 二 入居者に提供したサービスの内容
- 三 緊急やむを得ず行った身体拘束の記録
- 四 サービスの提供等により生じた入居者及びその家族等からの苦情の内容
- 五 サービスの提供等により生じた事故の状況及び処置の内容
- 六 サービスの提供を他の事業者に委託した場合の当該事業者の名称、所在地、契約の内容及び実施状況
- 七 施設の修繕および改修の実施状況
- 八 職員、会計、入居者の状況

(地域との協力)

第6条 事業者は、施設の運営にあたっては、地域及び地域住民との交流を図ると共に地方自治体が実施する相談又は苦情処理等に係る業務に協力することとします。

(入居者の権利)

第7条 入居者は、提供されるサービスについて、次に掲げる権利を有します。入居者はこれらの権利を行使することにより、事業者から不利益な取り扱いや差別的な待遇を受けることはありません。

- 一 入居者はサービスの提供においてプライバシーを可能なかぎり尊重されます。
- 二 入居者の個人情報の保護
- 三 入居者自らが選ぶ医師、弁護士、その他の専門家といつでも相談等することができます。ただし、それにより生じた費用は入居者が負担するものとします。
- 四 入居者は、緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束により行動を制限されることはありません。緊急やむを得ない理由で「身体拘束等の行動制限」を行う場合は、手続きにより行うこととします。
- 五 施設の運営に支障がない限り、入居者個人の衣類や家具等備品を居室内に持ち込むことができます。但し、酸素供給装置など、一部の医療機器等で消費電力が過度に多くなる装置等を使用される場合に関しては、別途協議するものとします。
- 六 事業者及び提供するサービスに対する苦情をいつでも事業者、行政機関等に対して申し出ることができます。

(運営懇談会) ★

第8条 事業者は、施設の運営等に関して、意見交換の場として運営懇談会を設置します。

2 事業者は、運営懇談会について、管理規程等に必要な事項を定めるものとします。

(苦情処理)

第9条 入居者は事業者及び提供するサービスに対する苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情受付の手続き及び記録方法について管理規程等で定め、迅速かつ誠実に対応するとともに適切な解決に努めます。

3 事業者は、入居者が苦情申立を行ったことを理由に何らの不利益な扱いをすることはありません。

(賠償責任)

第10条 事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生し入居者の生命、身体、財産等に損害が生じた場合は、直ちに必要な措置を講じ、不可抗力による場合を除き、速やかに入居者に対して必要な損害賠償を行います。ただし、入居者側に故意又は過失がある

場合には賠償額を減じることがあります。

2 事業者は、事故の状況及びその処置等について記録します。

(秘密保持)

第11条 事業者は、業務上で知り得た入居者及びその家族の個人情報について、個人情報保護法を遵守し、入居者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合又は入居者等からの事前の同意がある場合を除いて、契約期間中、契約終了後にかかわらず第三者に漏らすことはありません。

2 事業者は入居者の医療上又は緊急の必要性がある場合には、医療機関等に入居者の入居者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 前2項に関わらず、入居者に係る他の居宅介護支援事業所等との連携を図るなど、業務遂行に正当な理由がある場合には、入居者又はそのご家族の個人情報を用いることができるものとします。

第 2 章 提供されるサービス

(提供するサービス)

第12条 事業者は、提供するサービスの具体的な内容、提供する場所及び職員等について重要事項説明書等において明示します。

2 事業者は、入居者により適切なサービスを提供するため、必要と判断する場合には、提供する場所を、入居者の希望又は管理者の判断により同意の上、施設内において変更する場合があります。

(健康管理)

第13条 事業者は、入居者の日常の健康状態に留意し、重要事項説明書等に定めたサービスを提供し、入居者が健康を維持するように助力します。また、入居者の定期健康診断を管理規定に則って実施します。

(食事)

第14条 事業者は、原則として施設内の食堂等において1日3食の食事を提供できる体制を整え、入居者に食事を提供します。

(生活相談・助言)

第15条 事業者は、入居者からの一般的に対応や照会が可能な相談や助言を受け、入居者の生活全般に関する諸問題の解決に努めます。

(生活支援サービス)

第16条 事業者は、提供する生活支援サービスについて重要事項説明書等に明示し適切なサービスを提供します。

(イベントの案内)

第17条 事業者は、施設内において一般的に行うことができる運動や娯楽等のレクに係る場の提供及び施設内外で行われるイベント等について、利用又は参加する場合の料金等の内容を管理規程等に明示します。

第 3 章 使用上の注意 ★

(使用上の注意・善管注意義務) ★

第18条 入居者は施設及び敷地等の利用に関し、その本来の用途に従って善良なる管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為) ★

第19条 入居者は、施設の利用にあたり、次に掲げる行為を行うことはできません。

- 一 銃砲刀剣類、爆発物、発火物、有毒物等の危険な物品等を搬入、使用、保管すること。

- 二 大型の金庫、その他重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること。
 - 三 排水管その他を腐食させるおそれのある液体等を流すこと。
 - 四 テレビ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与えること。
 - 五 猛獣、毒蛇等の明らかに近隣に迷惑をかける動植物を飼育すること。
 - 六 共同生活を行うにあたり、他の入居者の生活や職員を脅かすような危険行為一般
 - 七 円満な共同生活維持のため、施設が禁止する行為全般
- 2 入居者は施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は既に承諾した行為であっても、他の入居者等からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。
- 一 観賞用の小鳥、魚等を飼育すること。
 - 二 犬、猫等の動物を施設又は敷地内で飼育すること。
 - 三 居室及びあらかじめ定められた場所以外の共用施設及び施設内に物品を置くこと。
 - 四 施設内において営利その他の目的による勧誘、販売、宣伝、広告、宗教活動等の活動を行うこと。
 - 五 施設の増築、改築、移転、改造、模様替え、居室の造作の改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置すること。
 - 六 自他に対する危険行為又は迷惑行為を行うこと（セルフネグレクト含む）。
 - 七 公序良俗に反する行為一般
 - 八 その他、事業者の承諾を必要として管理規程等に定める行為を行うこと。
- 3 入居者は施設の利用にあたり、次の事項についてあらかじめ事業者と協議することといたします。事業者は、基本的な考え方を管理規程等に定めることとします。
- 一 入居者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の居室の保全、連絡の方法、費用の負担及び支払い方法
 - 二 事業者が入居者との事前協議を必要と定める事項
 - 三 その他、入居者もしくは事業者のいずれかにおいて、あらかじめ協議が必要と思われる事項
- 4 入居者が前各号の規定に違反等し損害を与えた場合、事業者は一切責任を負いません。また、入居者はその損害について、事業者又は第三者に対して損害賠償責任が生じることがあります。

(修繕)

第20条 事業者は、入居者が施設を利用するために必要な修繕を行います。入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は入居者が負担するものとします。

2 前項の規定に基づき事業者が修繕を行う場合には、事業者はあらかじめ入居者に通知します。入居者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することはできません。

3 前2項の規定にかかわらず、修繕に係る費用負担等について、管理規程等に定めることとします。

(居室への立ち入り) ★

第21条 事業者は、施設の保全、衛生管理、防犯、防火、節電その他管理上特に必要があるときは、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、入居者は、正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

2 事業者は、火災、津波、地震、風雪災その他の災害等及びこれに準じる事態により入居者又は第三者の生命、財産に重大な支障をきたす緊急のおそれがある場合には、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることができるものとします。

3 事業者は入居者の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を入居者に報告するものとします。

第 4 章 費用の負担

(月払い利用料)

第22条 入居者は、事業者に対して当該入居契約書に定める月払いの利用料を支払うものとします。

2 本条に定める費用について、1ヶ月の満たない期間の費用は、利用月の暦日数に応じた日割り計算した額とします。

3 ご不在の場合の料金については、重要事項説明書等に明記します。

(食費)

第23条 入居者は、事業者から食事の提供を受けた場合には、食材費その他の観点より重要事項説明書の取り決めに沿って食費を支払うものとする。

2 アレルギー等医療的な理由による禁食は対応しますが、好き嫌いによる食事の変更は出来ません。

(その他の費用)

第24条 事業者は、月払い利用料のほか、共益費、光熱水費、入居者の希望により提供した各種サービスの利用料等について、入居者の負担となるか等を重要事項説明書等に明記するものとします。

(費用の支払い方法)

第25条 事業者は、月払い利用料その他費用の支払い方法等について、本契約等に必要な事項を定めることとします。

(費用の改定)

第26条 事業者は、月払い利用料等入居者が支払うべき費用を改定することがあります。

2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、施設が所在する自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で改定するものとします。

3 入居者が支払うべき費用を改定する場合は、あらかじめ事業者は入居者及び身元引受人等に通知します。

第 5 章 契約の終了

(契約の終了)

第27条 次の各号のいずれかに該当する場合に本契約は終了するものとします。

- 一 入居者が死亡したとき。
- 二 事業者が第28条に基づき解約を勧告し、予告期間が満了したとき
- 三 入居者が第29条に基づき解約を行ったとき

(事業者からの契約解約) ○

第28条 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約を将来にわたって維持することが社会通念状著しく困難と認められる場合に、本契約を解約することがあります。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
- 二 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- 三 第19条の規定に違反したとき
- 四 入居者の行動（作為もしくは不作為）が、他の入居者又は職員の生命および財産等に危害を及ぼし、又はその危害の切迫したおそれがあり、かつ施設における通常の接遇方法等ではこれを防止することができないとき

五 心身の健康上の理由又は入居者の社会関係上の理由等により、施設での生活が継続が困難もしくは危険であると判断されるとき

2 前項の規定に基づく契約の解除の場合、事業者は次の各号に掲げる手続きを書面又は口頭で行います。口頭で行った場合、その記録を備えます。

- 一 契約解約の通告について7日以上の催告期間をおく
- 二 前号の通告に先立って入居者等に話し合いの機会を設ける
- 三 解除催告の予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には入居者や身元引受人等と協議し、移転先の確保に協力する。

3 本条1項第四号又は五号によって契約を解約する場合は、事業者は前項のほか、書面又は口頭にて次の手続きを行います。口頭の場合はその記録を備えます。

- 一 医師等もしくは担当の介護支援専門員の意見を聴く
- 二 一定の観察期間をおく
- 三 本人又は身元引受人の同意を得ること

4 本条の規定に関わらず、事業者は社会通念上相当かつ正当な理由がある場合は即日解約ができるものとします。その場合、経緯等を備えます。

(入居者からの解除) ★

第29条 入居者は、事業者に対して遅くとも14日前に解約の申し入れを行うことにより本契約を解約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るものとします。

2 入居者が前項の解約届を提出せず居室を退去した場合、事業者が退去の事実を知った日の翌日から起算して14日後の23時59分59秒をもって、本契約は解約されたものと見做します。その場合の解約に至るまでの費用は入居者の負担です。

(明け渡し及び原状回復) ★

第30条 入居者及び身元引受人等は、本契約が終了した場合、直ちに居室を明け渡すこととします。

2 入居者等は、居室明け渡しの際、通常の使用に伴い生じた居室の消耗を除き、原状回復することとします。

3 入居者等並びに事業者は、前項の入居者等が負担して行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

(荷物等の引き取り等) ★

第31条 事業者は、本契約の終了前における入居者自身が退去した場合、残置物を契約終了日まで残置物等を善管注意をもって保管します。

2 入居者又は身元引受人等は、本契約終了日までに所有物等を引き取るものとします。

3 事業者は、契約終了後に残置された所有物等について、入居者及び身元引受人等がその所有権を放棄したものとみなし、入居者又は身元引受人等の負担により適宜撤去乃至処分することができるものとします。

4 第27条第1号に該当する場合は、該当日を契約終了日とし、その翌日をを1日目として7日以内に引き取るものとします。その場合、本条1号の通り、善管注意を以て残置物を保管します。

(契約終了後の居室の使用に伴う実費精算)

第32条 入居者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さなければなりません。明け渡さない場合、入居者は契約終了日の翌日から起算し、明け渡し日までの利用料相当額

を事業者に支払うものとします。ただし、第27条第1号に該当する場合は、該当した日を契約終了日とします。

(精算) ★

第33条 原則として契約終了日の属する月の末日で締めて入居料その他の清算を行います。

2 預り金等の返還金があるとき、前項の清算より差し引いて請求する場合があります。その際、事業者は返還金からその内訳を入居者及び身元引受人等に明示します。

第 6 章 身元引受人及び返還金受取人等

(身元引受人) ★

第34条 入居者は、身元引受人をあらかじめ定めるものとします。身元引受人を定められない正当な理由がある場合、下記について協議します。身元引受人またはこれに準ずる人が定められない場合、入居することはできません。

- 一 緊急時の対応（救急搬送時の対応や入退院手続き等）
- 二 利用料の保証人（権利擁護事業や後見人制度の利用等）
- 三 入退所時の対応
- 四 その他、将来にわたる入居生活について必要と思われる事柄について

2 身元引受人は、本契約に基づく入居者の事業者に対する債務について、入居者と連帯して履行の責を負うとともに、事業者と協議し必要なときは入居者の身柄を引き取るものとします。事業者は身元引受人を入居者と同等又はそれに準じた意思決定者と判断します。

3 事業者は、入居者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡及び協議等に努めます。

4 事業者は、入居者が要介護状態等にある場合には、入居者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を定期的に身元引受人に連絡するものとします。

5 身元引受人は、入居者が死亡した場合に遺体及び慰留金品を引き取るものとします。

6 身元引受人が本条等に規定する対応が十全に為されないと判断される場合、第28条に定める事業者からの契約解除になる場合があります。

(事業者に通知を必要とする事項)

第35条 入居者又は身元引受人は次に掲げる事項を含め、管理規程に規定された事業者への通知が必要な事項が発生した場合は遅滞なく事業者に通知するものとします。

- 一 入居者又は身元引受人の氏名が変更した場合
- 二 身元引受人又は返還金の受取人が死亡した場合
- 三 入居者又は身元引受人について、成年後見制度による後見人、補佐人、補助人の審判があった場合、又は破産の申立て（自己申立てを含む）、強制執行、仮差押え、仮処分、競売、民事再生法等の申立てを受けた場合及び申立てをした場合
- 四 入居者が「任意後見契約に関する法律」に基づき任意後見契約を締結した場合

(身元引受人の変更)

第36条 事業者は、身元引受人が前条第二号又は第三号の規定に該当することになった場合には、入居者に対して新たな身元引受人を定めることを請求することがあります。

2 入居者は、前項の請求を受けた場合には、身元引受人を新たに定めるものとします。

(返還金の受取人)

第37条 入居者は第34条に規定する返還金に係る受取人を1名を定めるものとします。

2 返還金に係る受取人は、身元引受人が兼ねることができます。

3 返還金受取人に支障が生じた場合は、入居者は事業者に対し、直ちにその旨を通

知するとともに、事業者の承認を得て、新たな返還金受取人を定めるものとします。

(契約当事者以外の第三者の同居)

第38条 入居者は、表題部にある契約当事者以外の方を入居者の居室内に居住させること又は同居することはできません。

第 7 章 その他

(体験入居)

第39条 入居対象者で入居検討中の方は、体験入居ができます。詳細は重要事項等にて定めます。

(入居契約時の手続き)

第40条 入居者等から入居申し込みがなされ、事業者における入居審査を経て事業者の同意後に契約当事者間で入居契約が締結されます。

2 事業者は、本契約の締結に際し入居者等が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう十分な時間的余裕を持って重要事項説明書に基づき契約内容の説明を行います。説明を行った者及び説明を受けた入居者等の双方は、重要事項説明書の所定欄に記名押印して、それぞれが保管します。

3 事業者は、本施設が介護保険法に基づく特定施設入居者生活介護の指定を受けない住宅型有料老人ホームであることを入居者等に理解してもらい、入居者が表題部に定める入居要件の状態において施設による介護保険法に基づく介護サービスは行わず、入居者が個々に介護サービス事業者等と契約を締結することなどが必要となることを十分に説明します。また、入居者が介護サービス事業者等を選定する際は、施設は、周辺事業者等を紹介するなどの協力をするものとします。

4 事業者は、介護サービス事業者等を施設に併設又は隣接して設置している場合において、入居者が他の介護サービス事業者等を選択し、契約した場合においても入居者に対して不利益が生じるものではないことを説明します。

(費用計算起算日の変更)

第41条 事業者又は入居者が、表題部に記載の各起算日の変更を希望する場合は、その旨を直ちに相手方に通知し、協議を行うこととします。

(入居期間の起算日前の解除)

第42条 入居者は、書面等によって事業者に通知することにより、本契約を解除することができます。事業者は入居者に対して受領済みの料金等がある場合は、全額を無利息で返還します。尚、当施設では前払金等は頂いていません。

2 前項の規定により本契約が解除された場合であっても、事業者は入居者に対して、事業者において入居者受け入れのために発生した費用を請求いたします。その場合、書面により費用内訳等を明示します。

3 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは本契約を解除することができます。この場合、事業者は入居者に対して、事業者において入居者受け入れのために発生した費用を請求いたします。

- 一 入居審査等に関する書類における不実記載や虚偽の通知等、その他不正な手段で入居しようとしていることが入居予定日以前もしくは日割計算で支払われる費用の計算起算日以前のうち遅い日までに判明したとき
- 二 正当な理由がなく、入居予定日までに入居されず、連絡が取れないとき

(誠意処理)

第43条 事業者及び入居者は信義誠実をもって、本契約を履行するものとします。

2 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者と入居者は協議し、誠意をもって処理することとします。

3 本契約の各条項において変更手続きの記載がない場合の変更手続きもしくは本契約の各条項そのものに係る内容変更については、運営懇談会又は関係当事者と協議を行い、書面を以てこれを行うこととします。

(合意管轄)

第44条 本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、秋田地方裁判所をもって第一審管轄裁判所とすることを事業者並びに入居者はあらかじめ合意します。